

森雅幹私的意見

① 第5条（事業者等の責務） 責務が重すぎる

↓

（事業者等の協力）ではどうか

事業者は責務だが、それ以外の協力機関は別に条を立てるかどうかして、協力

② 第9条

県内事業者またはそれらが参加する事業体が入札に参加しやすい環境を整備し、および県内の人材、物品等を積極的に活用し、又は使用するよう配慮するものとする。

県内の人材、規則で定める物品等

規則で第9条第2項に規定する貢献を特にしてしていると認める県内事業者以外の事業者が県外で生産しているものでも配慮できるようにする。

（配慮の順位で①県内事業者県内産品②県内事業者県外産品③当該県内事業者以外の特貢献事業者県外産品）

③ 第9条第2項について

2 知事等は、前条第2項に規定する貢献を特にしてしていると認める県内事業者以外の事業者またはそれらが参加する事業体について、前項に準じた配慮をすることができるものとする。

貢献を特にしている あいまいであり職員は運用に困りはしないか？規則委任すべきではないか？

規則に県内雇用人数等規定すればどうか